

研究の窓

フィランソロピー活動に対する税制

フィランソロピー活動に関連して最も論議を呼ぶ問題は同活動に関する税制ではなかろうか。政府収入が限定される昨今、公共財供給を促進するような財政措置が望まれている。

フィランソロピー活動に対する税制上の優遇措置は、(1) 同活動を行う非営利団体の優遇課税と(2) 同活動への寄付の一部または全額を寄付者の所得税、または寄付法人の法人税の課税対象額または税額から減額することの二つに大別される。わが国の場合、第一のカテゴリーについてはあまりにも多くの政府の代理機関や、宗教法人が優遇税制の対象となっている反面、第二のカテゴリーの優遇措置の対象となる寄付の形態および寄付先は非常に限られている。まず、労務提供等サービスを寄付する行為は優遇措置の対象となっていない。また、現金による寄付も特定公益増進法人への寄付および大蔵大臣の指定する事業への寄付のみが優遇措置の対象となっている。例外的に法人についてだけ一定限度額内の寄付金が支出先を問わずに課税所得計算上損金とできる。

今日第二のカテゴリーに属する優遇措置の拡大を求める声が高い。これに対する財政当局の見解は次のように見受けられる。(1) 現行税法によって認められている寄付金枠が使い切られていないのだから枠の拡大は不必要だ。(2) 寄付金額の優遇措置を認めると財政収入が減るから、寄付金と財政支出とを合計した公共支出額は優遇税制の導入でかえって減少する。

この二つの見解に共通なのは、当局が優遇税制の利用可能性を非常に狭く限定している事実を無視している点である。例えば法人間で損失算入寄付金の限度額を融通し合うことは認められていないから、被課税法人が全体として寄付枠を使い切っているわけではない。寄付をする法人としない法人に対して一律の限度額を設けて、一部法人がそれを使い切っていないことを理由に枠の拡大を不必要と論ずるのは表面寄付を支援するように見えて、実際には寄付の全体額を増加させるのを支援する意図はないことの表れである。また、個人が利用できる優遇措置は税の支払いとほとんど変わらない寄付金に限定されている。例えば優遇対象として認められている寄付金に国および地方自治体への寄付がある。しかし、もし当局によって事実上「寄付」が「税金」に代替されれば寄付者にとって寄付をするメリットはない。

寄付者にとっての寄付のメリットは自分が社会にとって有用と信じる活動を助成できることである。公共支出に向けられる税金と寄付との基本的な違いは、何が公共的活動であるかの判断を政府がするか寄付者がするのかの違いである。政府は優遇措置の対象を「政府が公共的であると考える」活動に対する寄付に限定しようとする。その結果、対象に選ばれる活動は寄付がなければ、政府自らが予算から支出しなければならないような活動になる。たまたま寄付があれば当該目的への政府の予算配分は寄付金額分だけ削減されて、余剰金は他の政府の望む目的に流用されるかもしれない。したがって寄付者が寄付の対象を指定しても、その指定された活動が寄付された金額に相当する分だけ活性化するかどうかは疑わしい。

寄付者は当然自分が支援しようとする特定活動の資金の純増加につながるよう寄付が使われる

ことを好む。したがって寄付金の総額は寄付者が寄付金の使途を特定できる余地が多いほど増大し、逆に政府が寄付先を政府の一般支出と代替性の高い使途に限定すればするほど縮小する。

寄付金の税制上の優遇措置はそれ自体は政府の収入の減少になる。しかし、それが直ちに国全体の公共的支出の減少になるわけではない。例えば、寄付金額の所得税額からの全額控除を認める措置を導入するとする。ある限界所得税率が50%の人はこの優遇措置のないとき、特定の公共活動に100万円の寄付をするとする。優遇措置が導入されると、寄付額を200万円に増加しても、支払うべき所得税額が100万円だけ減少するから、彼の実質の寄付額は100万円を導入前と実質負担は同じである。政府の税収入は100万円減少するから、寄付金と政府支出を合計した公共支出は100万円となり、優遇税制の導入前と同額である。したがって、優遇税制の導入がこの寄付者の寄付金額を導入前に比べて2倍 $\left[\frac{1}{1-\text{限界税率}}\right]$ 以上増加させれば、寄付金と政府支出の合計額は優遇措置導入によって増加することになる。そこで優遇税制がそれだけの寄付促進効果をもつかどうかを問うことになる。

悲観論者は現在政府の認めている特定目的に向けての公共支出が増加するか否かに注目しがちである。しかし、ここで見逃してならないのは、既存の特定目的への寄付と支出の合計額は減少しても、今まで全くなかった新しい公共財供給が生まれる可能性である。例えばある地域に街灯を設置するのに年間100万円の費用がかかり、これから人Aは年間70万円、他の10人はそれぞれ年間20万円の利益を受けるとする。全体で年間270万円の便益が生まれる。しかし、予算措置により設置するには政府が新たに100万円の増税をして100万円の支出をしない限りこの街灯は設置されない。ところが上記の税制の優遇措置が導入され、人Aの限界税率が50%だとすれば、人Aにとっての街灯設置用100万円の寄付金の実質コストは50万円となり、彼の年間の便益70万円を下回る。したがって、街灯設置用に100万円の寄付を自発的に行う。この結果税収は50万円減少するが、国庫を経由しない公共支出の増分は100万円なので、国全体の公共支出はネットで50万円増加する。

また、金銭による寄付のみならず、ボランティア・ワーク等の労働力の提供についても、その賃金相当額を個人所得税額から控除することを認めれば、公共サービスと賃金労働供給の全体量はさらに増加するだろう。現在主婦のパートタイマーは年収100万の非課税限度額を超えないように意識的に働く時間を抑制している。もしボランティア・ワークに使った時間に相当する賃金額を所得税額から控除することを許せば、一銭の税収減を招くことなくパートタイム労働とボランティア・ワークの双方の供給量を増加させることができる。なぜならばパートタイム収入の非課税枠がボランティア・ワークの賃金相当分だけ増加するからである。

このように税制上の優遇措置は、財源を税により一旦徴収し、改めて政府が支出する方法によるよりも、多くのバラエティーに富んだ公共財の自発的供給を誘導する。重要なことは、何が公共財であるかについて当局のみの視点と歳入確保の欲求から狭く限定しないことである。公共財は当局のみが供給できる財ではない。何が皆のために有用であるかの判断については寄付者や地域住民の自主性を尊重することが、より民意に沿った、地域にとって真に有用な公共財を、より多く供給する結果となるだろう。

柴 田 弘 文

(しばた・ひろふみ 立命館大学教授)